

～違反事例のご紹介～

ケース1

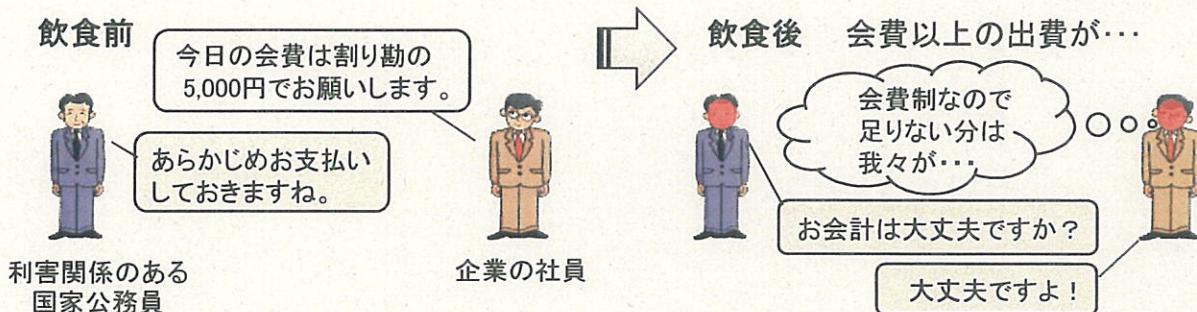
企業の社員が、企業と利害関係のある国家公務員と接する際、手土産として菓子折を渡した。

➡ 菓子折を受け取った場合、国家公務員は倫理法違反に（ただし、社名入りのカレンダー等の宣伝用物品を渡すことは可能）。



ケース2

企業の社員が、企業と利害関係のある国家公務員との懇親会において、割り勘分以上の金額を支払った。



➡ 利害関係のある国家公務員との飲食は、割り勘であれば可能。しかし、利害関係者側の負担が多ければ、国家公務員は倫理法違反に。

ケース3

企業の社員が、企業と利害関係のある国家公務員が視察で訪問した際、車を用意し視察先へ案内した。

➡ 国家公務員が職務で訪問した際に、交通事情等からみて相当と認められる範囲で、利害関係者が日常的に利用している車（社用車等）を利用することは可能。しかし、このような事情がない場合、国家公務員は倫理法違反に。



まずは国家公務員側の倫理保持が重要ですが、皆様におかれましても、ご理解・ご協力をお願いいたします

[平成30年9月]

国家公務員倫理審査会 <http://www.jinji.go.jp/rinri/>